

○周南市農業委員会農地移動適正化あっせん基準

平成 20 年 8 月 21 日施行

周南市農業委員会農地移動適正化あっせん基準

1 趣旨

この基準は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号。以下「農振法」という。）第 18 条の規定により、周南市農業委員会（以下「委員会」という。）が、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき、農振法第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域内の農用地等（農振法第 3 条に定める農用地等のほか、そのような農用地等とすることが適当な土地を含むものとする。以下同じ。）について、その農用地等の農業上の利用を確保するため、農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化のための権利移動（所有権の移転又は使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。以下同じ。）のあっせん（以下「あっせん」という。）の事業（以下「農地移動適正化あっせん事業」という。）を行うに当たり、農地移動適正化あっせん事業実施要領（昭和 45 年 1 月 12 日付け 44 農地 B 第 3712 号農林事務次官依命通知）に規定する農地移動適正化あっせん基準として必要な事項を定めるものとする。

2 目的

この基準は、あっせんが円滑適正に行われ、農業によって自立しようとする意欲と能力を有する農業生産の中核的担い手となることを志向する農業を営む者（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定する農地所有適格法人（以下「農地所有適格法人」という。）、同法第 3 条第 3 項各号に掲げる要件を全て満たす者、農業後継者及び新規就農希望者（新たに農業経営を行おうとする者（その世帯主の農業経営の移譲により新たに農業経営を行おうとする者は除く。）をいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）の農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化に寄与することを目的とする。

3 方針

この基準は、農振法第 8 条第 1 項の規定に基づき定められた農業振興地域整備計画（以下「整備計画」という。）に即して運用されなければならない。

4 あっせんの要件

(1) 農用地等の権利を取得させるべき者及びその者のうち農業を営む者について

ての要件

農用地等の権利を取得させるべき者は、農業を営む者とし、農業を営む者の要件については、次のアからウまでに掲げる要件を備えている者であるほか、整備計画において育成しようとする作目及び農業経営の形態別の目標に従って農用地等の権利を取得しようとするものであることとする。

ア その農業経営における当該農用地等の権利取得後の経営面積（その経営面積に係る土地が農地所有適格法人の営む経営に供される場合にあっては、その経営面積をその常時従事者たる構成員に属する世帯の数で除した面積。その経営面積に係る土地が養豚経営、養鶏経営又は肉用牛肥育経営に供される場合にあっては、飼養規模。以下同じ。）が、次の（ア）から（エ）までに掲げる場合を除き、当該地域における作目及び経営形態別に応じ別表第1に定める基準面積（その経営面積に係る土地が養豚経営、養鶏経営又は肉用牛肥育経営に供される場合にあっては基準飼養規模。以下同じ。）を超えるものであること。

（ア） 農用地等を交換する場合であって、その一方の当事者の経営面積が当該地域における基準面積に達していないが、他方の当事者の経営面積が当該地域の基準面積を超えているか若しくはその交換の結果超えることとなり、かつ、その耕作農地の集団化に著しく寄与する場合

（イ） 経営規模拡大の目標として委員会が定める経営面積を超えている農業を営む者が多いため、当該地域における農家の平均の経営面積を基礎として基準面積を定めることが適当でない場合

（ウ） 権利を取得させるべき者が新規就農希望者である場合

（エ） 権利を取得させるべき者の選定に当たり当該地域における基準面積によることが相当でないと認められる場合

イ その農業経営の資本装備が農用地等の効率的利用の観点からみて適当な水準であるか、又は近く適当な水準になる見込みがあると認められること。

ウ その者が取得する農用地等を整備計画に定める農用地利用計画に従って利用することが確実であると認められること。

（2） あっせんの順位

ア 農用地等の権利を取得させるべき者に対するあっせんについては、認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」と

いう。) 第 12 条第 1 項の規定により認定を受けた者をいう。) 又は認定就農者 (同法第 14 条の 4 第 1 項の規定により認定を受けた者をいう。) を優先してあつせんする。

イ 農用地等の権利を取得させるべき農業を営む者が 2 人以上いる場合におけるあつせんの順位については、次に掲げる基準及び農業農村整備事業、その他農業振興に関する各種事業との関連上必要と認められる事項を総合的に勘案して定め、あつせんを行うものとする。

(ア) 農用地等の権利の取得後における経営面積と経営規模拡大の目標として別表第 2 に定める経営面積との格差が小さいこと。

(イ) 整備計画等において育成しようとする農業経営を行おうとする者であると認められること。

(ウ) あつせんすべき農用地等の位置その他の利用条件からみて、その農用地等を最も効率的に利用することができると認められること。

(エ) 農用地等の集団化に資する程度が最も大きいと認められること。

(オ) 地域農業の中核的な担い手の育成、確保を図るため最も適当と認められること。

ウ 農業農村整備事業、その他農業振興に関する各種事業により当該事業の遂行上農用地等の権利移動が必要と認められる場合 (事業実施主体等により事業遂行上必要と要請のあったものに限る。) にあつては、(1) 及びア、イによらないで優先的にあつせんする。

エ 基盤強化法第 19 条第 1 項に規定する地域計画 (以下単に「地域計画」という。) の区域内においては、アからウまでの規定にかかわらず、次に掲げる基準を勘案してあつせんにより権利を取得させるべき者を定める。

(ア) 地域計画の区域内の農用地等に基盤強化法第 19 条第 3 項に規定する農業を担う者 (以下「農業を担う者」という。) が位置付けられている場合には、その者にあつせんすること。

(イ) 市が地域計画を変更することが見込まれる場合であつて、変更後の地域計画において、当該農用地等に新たな農業を担う者が位置付けられるときには、その者にあつせんすること。

(ウ) 地域計画において、当該農用地等に農業を担う者が位置付けられてい

ない場合、農業を担う者が直ちに農用地等を引き受けられない場合その他農業を担う者にあっせんすることが適当でない場合には、地域計画の達成に資する者にあっせんすること。

5 あっせん譲受け等候補者名簿の作成

委員会は、あっせんによる農用地等の売渡し、貸付け又は交換の相手方として適当と認められる候補者（4の(1)の要件に適合し、農業生産の中核的担い手になると見込まれる農業を営む者に限る。）を登録したあっせん譲受け等候補者名簿（以下「名簿」という。）を作成するものとする。

なお、農業を担う者として地域計画に位置付けられている者は、名簿に登録されている者とみなす。

6 あっせんを行う場合

次の(1)から(3)までに掲げる場合に、あっせんを行うものとする。

なお、地域計画の区域内において、農用地等の所有者から当該農用地等の利用権の設定等（基盤強化法第4条第3項第1号に規定する利用権の設定等をいう。以下同じ。）についてのあっせんの申出があった場合及び名簿に登録されている者から農用地等の利用権の設定等についてのあっせんの申出があった場合は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構が行う農地中間管理事業（同法第2条第3項に規定する「農地中間管理事業」をいう。）及び基盤強化法第7条各号に掲げる事業の活用を促すこととし、申出者の同意が得られない場合において委員会によるあっせんを行うこととする。

- (1) 農用地等の所有者から農用地等の売渡し、貸付け又は交換についてのあっせんの申出があった場合
- (2) 名簿に登録されている者から農用地等の買受け又は借受けについてのあっせんの申出があった場合
- (3) (1)又は(2)のあっせんに直接関連して他の農用地等を譲渡し、貸付け又は交換のあっせんを行うことが必要と認められた場合

7 あっせんを行わない場合

6にかかわらず、6の(1)の農用地等の所有者からのあっせんの申出で、その売渡し若しくは貸付けの相手方を指定している場合等農地移動適正化あっせん事業の対象として不適当な場合又はあっせんの申出以前に既に実質的に契約を締結し

ていると認められる場合、不動産業者等が介入していると認められる場合等農地移動適正化あっせん事業の対象として不適正な事実があると認められる場合

8 あっせんを打ち切る場合

- (1) あっせんにより農用地等の売買、貸借又は交換が成立する見込みがないと認められたとき。
- (2) あっせんの過程で7の農地移動適正化あっせん事業の対象として不適正な事実があると認められたとき。

9 その他

委員会の行う農地移動適正化あっせん事業は、この基準によるもののほか、農地移動適正化あっせん事業実施要領及び農地移動適正化あっせん事業実施要領の運用について（昭和45年4月30日付け45農地B第953号農林省農地局長通知）によるものとする。

附 則

この基準は、山口県知事の認定を受けた日（平成20年8月21日）から施行する。

附 則

この基準は、山口県知事の認定を受けた日（平成24年3月6日）から施行する。

附 則

この基準は、山口県知事の認定を受けた日（平成26年8月6日）から施行する。

附 則

この基準は、山口県知事の認定を受けた日（令和8年3月17日）から施行する。

別表第1

経営形態別の経営面積の基準

経営形態		基準面積又は 基準飼養規模	
土地利用型複合型		水稲	109 a
		大豆	64 a
土地利用型 + 露地野菜		水稲	109 a
		夏秋なす	3 a
施設単一野菜		促成いちご（高設栽培）	5 a
施設単一野菜		ほうれんそう	11 a
土地利用型 + 施設野菜		水稲	109 a
		ほうれんそう	12 a
露地野菜 + 施設果樹		ぶどう	40 a
		なし（幸水）	10 a
		なし（二十世紀）	10 a
畜 産	一貫経営	肥育	27 頭
		繁殖	27 頭
	肥育経営	黒毛和種去勢	27 頭
	畜産単一乳用牛	乳用牛	25 頭

別表第2

経営形態別の経営面積の目標

経営形態		目標面積又は 目標飼養規模
土地利用型複合型		水稲 500 a 大豆 100 a 麦 100 a 作業委託 (延べ3,000 a)
土地利用型 + 露地野菜		水稲 310 a 夏秋なす 15 a
施設単一野菜		促成いちご (高設栽培) 20 a
施設単一野菜		ほうれんそう 15 a
土地利用型 + 施設野菜		水稲 250 a ほうれんそう 12 a
露地野菜 + 施設果樹		ぶどう 40 a なし (幸水) 10 a なし (二十世紀) 10 a
施設単一花き		シクラメン 24 a
畜 産	一貫経営	肥育 35 頭 繁殖 28 頭 肥育 (肉用牛) 46 頭
	畜産単一乳用牛	乳用牛 48 頭